

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年3月までの期間及び56年7月から57年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から55年3月まで
② 昭和56年7月から57年12月まで

私は、昭和53年10月から国民年金に加入し、継続して国民年金保険料を納付することの重要性を理解しており経済的にも納付不可能な状況ではなく、私が納付期限までに銀行で保険料を納付したのに申立期間①及び②が未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に記載された「初めて被保険者となった日」から、申立人は昭和53年10月に国民年金の加入手続きを行い、同年10月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、手帳記号番号が払い出された時点において申立期間①及び②は国民年金保険料の現年度納付が可能な期間である。

また、申立人が納付したと申述している保険料額と実際に必要となる定額保険料額とはおおむね一致している。

さらに、申立期間①は6か月と短期間、申立期間②は18か月と比較的短期間であり、申立期間を除き国民年金の加入期間に未納は無いことから、申立期間①及び②については保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月
② 昭和47年2月

昭和46年11月末に会社を退職した私の夫が、同年12月初めごろ、A市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を市役所で納付したのに申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳に記載された発行日から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年12月6日に払い出されたことが確認できることから、申立期間②は、現年度で国民年金保険料を納付できる期間である。

また、申立期間②は1か月と短期間であり、直前の保険料は納付済みとなっていることから、申立人は申立期間②の保険料を納めていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、オンライン記録から平成5年8月に、国民年金の資格取得日が昭和46年12月1日から同年11月30日へ変更されたことが確認でき、国民年金に加入した同年12月時点において申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付することができない期間であったことが推認できることから、申立人が申立期間①の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2432

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から41年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から41年1月まで

申立期間当時、私の自宅に区役所の職員が集金に来ており、私が夫婦の国民年金保険料を支払っており、きちんと納付したはずである。申立期間について夫が納付済みとなっているのに私が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は昭和41年5月ごろに夫婦連番で払い出されており、夫婦の国民年金手帳の「国民年金印紙検認記録」欄及び特殊台帳によると、申立期間を除き同年2月から45年3月の国民年金保険料については、いずれも同一日に納付していたことが確認できる上、申立期間については、申立人の夫の40年11月及び同年12月の保険料は納付済みとなっていることから、申立期間の保険料は納付していたと考えるのが自然である。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間後の国民年金の加入期間については保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2433

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から52年3月まで

私の年金記録のうち、昭和51年9月から52年3月までの期間については、国民年金保険料を納付することは当然のことと考え、私がA市B支所で納付してきたので、未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は国民年金加入当初の7か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意資格取得者の資格取得日から、申立人は、昭和52年2月ごろA市において国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立期間は現年度で国民年金保険料を納付できる期間である。

また、申立期間後の期間について、現年度で保険料を納付している上、申立人は加入手続時に申立期間の保険料を納付した状況を具体的に述べていることから、申立期間の保険料は納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの期間及び平成4年7月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から63年3月まで
② 平成4年7月から同年8月まで

私は、60歳になったころ、A市役所の年金課で職員から、2か月の国民年金保険料の未納期間があるが、わずかだからこのままで年金をもらった方がよいと言われ、2か月未納と記録されていることを承知で年金を受給していた。

ところが、この度、ねんきん特別便が送付され、新たに1年間（12か月）の未納期間があることに気が付いた。私は、国民年金に加入当初から間違いなく保険料を納付したつもりであり、12か月と2か月の合計14か月の未納記録があるのは納得できないので、改めて確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月及び2か月といずれも短期間であり、前後の期間は納付済みとなっている。

申立期間①については、昭和36年4月から62年3月までの312か月が納付済みとなっており、当時、長男、長女及び次女はともに自立していたことから生活環境に変化が無かったと推認され、申立期間①後の63年4月から平成4年6月までの51か月は納付済みとなっていることから、申立期間①の保険料は納付されていたと考えるのが自然である。

申立期間②については、申立人は申立期間②直前の平成3年度の保険料は前納している上、申立期間②直後の保険料も過年度で納付し未納期間の

解消を図るなど、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえることから、申立期間②の保険料も納付されていたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月
平成7年4月の国民年金保険料は、母が同年4月から8年3月までの1年分を、A労働金庫（現在は、B労働金庫）C支店で一括納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年4月から10年3月までの国民年金被保険者期間36か月について、申立期間を除き、国民年金保険料は現年度及び過年度ですべて納付済みである上、当該期間の保険料を納付したとする申立人の母は、申立人の父の退職後は夫婦共に未納無く保険料を納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間は1か月と短期間であり、国民年金の加入期間に未納は無いことから、申立人の申立期間についても保険料は納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2436

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は結婚後、27歳のときに老後のことを考えて国民年金に任意加入して、国民年金保険料を納付してきたが、途中の3か月が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年10月21日に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、加入期間385月のうち、148月は付加保険料も含めて納付し、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続も適切に行っており、前納制度も利用するなど、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間は3か月と短期間であることから、申立期間の保険料は納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年8月から45年2月までの期間、同年5月から46年3月までの期間及び同年11月から47年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から47年2月まで
② 昭和47年3月から50年3月まで

申立期間①については、A県B町に住んでいて、私が学生で20歳になったとき父が国民年金の加入手続を行い、納税組合を通じて家族の分と共に国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②については、結婚してC町（現在は、D市）に転居後、夫婦共に口座振替で納付していたのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、20歳になったときにその父が国民年金の加入手続を行い、昭和47年3月に結婚してC町に転居するまで国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、当時同居していた申立人の兄は、申立人兄弟の保険料をその父が納付していたことを証言している上、申立人の両親及び兄夫婦は、申立期間を含むすべての国民年金加入期間が納付済みとなっていることから、申立人の父は、保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立人の兄は、学生であった20歳のときから国民年金に任意加入していることから、申立人についても、その父が国民年金の任意加入手続を行ったとしても不自然ではなく、B町において、申立人の現在確認できる国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が存在していたものと推認でき、申立期間①は納付していたものと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間②については、申立人の現在確認できる国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 5 月 17 日に E 社会保険事務所（当時）から C 町に払い出された番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は、同年 7 月に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点において、申立期間のうち 50 年 3 月以前は時効により保険料を納付することはできない。

また、特殊台帳及び D 市の被保険者名簿には、申立人が昭和 52 年 7 月 12 日に、その時点で過年度納付が可能な 50 年 4 月から 52 年 3 月分までの保険料をさかのぼって納付していることが確認でき、口座振替で納付していたとする申立人の申述とは相違している。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 8 月から 47 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、昭和 45 年 3 月から同年 4 月までの期間について厚生年金保険被保険者であり、46 年 4 月から同年 10 月までの期間について共済組合員であるため、国民年金被保険者となり得る期間でないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私の国民年金の加入手続及び昭和36年4月から同年12月までの国民年金保険料の納付は父が行ってくれ、37年に父が当時住んでいたA区Bに国民年金手帳を送ってきた。

その後は、自分でA区役所に保険料を納付し、申立期間については昭和40年5月13日にA区C郵便局において3,600円を一括納付しており、領収証書も所持しているのに申立期間が未納とされていることは納得できず、納付済みにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する過年度納付領収証書は、昭和37年度収納の領収証書を使用しており、同年度から39年度(36か月)の国民年金保険料3,600円を納付していることが確認できる。

また、過年度納付された時期は昭和40年5月13日と確認でき、申立期間は本来時効により納付できず還付の手続を行うべきところ、これが還付された事実は認められないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、時効であることを理由として申立期間の保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和45年4月に国民年金に加入して以降、厚生年金保険加入期間を除いて国民年金保険料をずっと納付してきた。しかし、申立期間についてはなぜか未加入期間とされ、納付していないことになっている。私は、国民年金の脱退届など出した覚えは無く、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業した昭和45年4月に国民年金に加入し、婚姻後は任意加入に変更して、申立期間を除き国民年金の加入期間について、平成13年以降の細かい加入資格の変更の期間も国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立期間当時、申立人の夫の仕事は安定し、賃金も標準報酬月額の上限に達しており、住所変更や出産等も無く、生活状況に大きな変化は無いことから、申立人が任意加入を辞める事情はうかがえない。

さらに、申立期間が12か月と短期間であり、国民年金の加入期間に未納は無いことから、申立期間について納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年3月までの期間及び6年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月から同年3月まで
② 平成6年4月から同年7月まで

私は平成5年3月までは学生だったので、4年1月から同年3月までの国民年金保険料は、母が納付してくれていた。6年4月から同年7月までは、A区役所で保険料をさかのぼって納付したときに、職員から「これで全部払いましたね。」と言われたので、この期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、「国民年金番号払い出し管理簿」から、平成3年4月にA区に払い出された番号の一つであり、申立人はこの時期に国民年金の加入手続を行ったと推認できることから、申立期間①及び②について現年度納付することが可能である。

また、申立期間①は3か月、②は4か月とそれぞれ短期間である上、申立人は申立期間を除き、国民年金の加入期間はすべて納付済みである。

さらに、オンライン記録から、平成6年8月から7年3月までは、過年度納付していることが確認でき、同一年度の申立期間②についても同時に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和60年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月21日から同年7月1日まで

私は、B事業所から1年間のC(職種)として、A事業所に正規職員として勤務し、厚生年金保険に加入した。年金記録をみると、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しており、この間も厚生年金保険料が控除されていたはずであるから記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A事業所が発行した在籍証明書及びB事業所が保管する資料から判断すると、申立人は、A事業所に継続して勤務し(昭和60年7月1日にA事業所からB事業所へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る昭和60年5月の社会保険事務所(当時)の記録から32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったと認めていることから、事業主が昭和60年6月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後送付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 1900

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和40年4月1日、資格喪失日は41年5月5日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和40年4月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から41年4月までは2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から41年5月5日まで

私は、昭和40年3月に中学校を卒業し、学校の紹介で同年4月にB区CのA社に就職して1年程度働いたが、そのときの厚生年金保険の加入記録が無いので、社会保険事務所（当時）に調査を依頼していたところ、平成21年11月になって、私と同姓同名だが生年月日の違う加入記録が同じB区のD社で見つかったと告げられた。その加入記録の生年月日は昭和25年*月*日であるが、私は就職するころまではその生年月日を使用しており、その後、役所の窓口で戸籍と違う旨指摘されてから現在の生年月日に改めた経緯がある。事業所の名称が記憶にあるものとは違うが、見つかった記録は私のものに間違いのないと思うので、私の年金記録に統合してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所から申立人に示された、申立人と同姓同名だが生年月日が昭和25年*月*日と申立人とは異なる厚生年金保険の被保険者記録は、その事業所整理記号からD社における被保険者記録であるが、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では当該記録の記載が確認できない。

しかし、A社の被保険者名簿において同じ内容の記録の記載が確認できるところ、A社の事業所整理記号は、D社の事業所整理記号と一字違いで

ある。

これらのことを考え合わせると、当該記録のオンライン化の際に事業所整理記号の入力に誤りがあったものと推認できる。

また、A社の所在地はB区Cであり、事業所の名称及び所在地が申立人の記憶と一致する上、当該記録の資格取得日（昭和40年4月1日）及び資格喪失日（41年5月5日）は、申立人の供述する当該事業所における勤務期間と一致する。

さらに、申立人の出身中学校から提出された卒業生台帳には、申立人の生年月日が昭和25年*月*日と記載されており、「就職するころまで25年*月*日を生年月日としていた。」という申立人の主張とも符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人と同姓同名で生年月日の異なるA社の被保険者名簿に記載された記録は、申立人に係る記録であると確認でき、当該事業所の事業主は、申立人が昭和40年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、41年5月5日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る社会保険事務所の記録により、昭和40年4月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から41年4月までは2万2,000円とすることが妥当である。

千葉厚生年金 事案 1901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年4月1日から29年2月1日まで

私は、A事業所に昭和27年4月1日から30年1月16日まで勤務(B(作業)に従事)していたが、厚生年金保険被保険者期間が29年2月1日の資格取得となっていることから、27年4月1日から29年2月1日までの被保険者期間が欠落していることに納得できない。調査の上、その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人は、申立期間当時から継続してA事業所に勤務していたことが推認できる。

また、昭和26年4月にA事業所に入社し、申立期間に係る27年4月ごろから社会保険事務を担当していた元同僚は、「当時、当該事業所では全員が正規雇用で、入社と同時に厚生年金保険、健康保険及び雇用保険の加入手続をしていた。」と供述しているところ、同年4月以降に入社し事情を聴取できた複数の元同僚は、入社と厚生年金保険の加入時期が一致していることから、当該事業所では申立期間当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時、申立人と同

じ職種で年齢も同じ同僚の社会保険事務所（当時）の記録から 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に亡くなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 1902

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日は昭和22年10月20日、資格喪失日は28年4月20日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年10月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは1,500円、同年12月から24年4月までは2,100円、同年5月から同年10月までは2,500円、同年11月から25年11月までは3,000円、同年12月から26年7月までは3,500円、同年8月から27年3月までは4,000円、同年4月から28年3月までは5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月20日から28年4月20日まで

私は、A社C工場に勤務していた従兄の紹介で、当該事業所に昭和22年10月20日に入社し、28年4月20日までD（部門）のE（職種）として勤務していた。

当時、給与明細書から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているが、当該事業所における私の厚生年金保険被保険者資格の記録が無いとする年金事務所の回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、A社C工場に勤務していた当時の複数の写真及び申立期間に当該事業所の厚生年金保険被保険者記録が確認できる元同僚の証言により、申立人は申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、昭和28年3月に当該事業所に入社し、F（作業）を担当し、申立人を記憶している元同僚は、「当時は、会社は全寮制で全員正社員として働いていたので、E（職種）は、厚生年金保険に加入していたと思う。」と供述している。

一方、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は確認できないものの、G年金事務所は、「当該事務所に係る名簿は労働者年金保険名簿時代からのものに番号を付して管理しており、1番から*番までの被保険者名簿が保管している名簿のすべてである。」としているが、*番の被保険者名簿について、健康保険の整理番号が順番ではなく、欠番がある上、明らかに破損した2ページのみであり、すべての被保険者が掲載されているとは考えられず、*番の被保険者名簿について、健康保険の整理番号が順番ではなく、欠番がある上、2ページのみであり、新規の被保険者をすべて記載しているとは考えられないことから、G年金事務所が保管、管理する当該事業所の被保険者名簿が適正に管理されていたとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張するとおり、事業主は、申立人が昭和22年10月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び28年4月20日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間において同様の仕事を行っていた元同僚の名簿上の記録から、昭和22年10月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは1,500円、同年12月から24年4月までは2,100円、同年5月から同年10月までは2,500円、同年11月から25年11月までは3,000円、同年12月から26年7月までは3,500円、同年8月から27年3月までは4,000円、同年4月から28年3月までは5,000円とすることが妥当である。

千葉厚生年金 事案 1903

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C（部門）における資格取得日に係る記録を昭和39年5月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月30日から同年6月1日まで

私は、転勤によりA社D支店から同社C（部門）へ異動したときの厚生年金保険被保険者資格の記録について、同社D支店における資格喪失日が昭和39年5月30日、同社C（部門）における資格取得日が同年6月1日となっており、1か月間欠落している。しかし、私はこの間も継続して勤務し、厚生年金保険料も給料から控除されていたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和39年5月30日付で同社D支店から同社C（部門）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C（部門）に係る昭和39年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤って届け出たことを認めていることから、事業主が昭和39年6月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 1904

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 16 日から 44 年 5 月 16 日まで
脱退手当金が支給されたとする昭和 45 年 6 月は第 1 子を妊娠しており、受給した覚えが無い。また、退職金に含まれて支給された覚えも無い。脱退手当金を支給したと記録されていることは納得できないので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に支給されたと記録されている脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 1 年後の昭和 45 年 6 月 9 日に支給決定されている上、A 社（現在は、B 社）は、従業員に代わって脱退手当金の請求手続を行っていないと回答していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるところ、申立人は昭和 44 年 12 月 * 日に結婚し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたと記録されている日の 5 か月前の昭和 45 年 1 月 13 日に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

千葉厚生年金 事案 1905

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 42 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 41 年 9 月から 42 年 8 月までは 3 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 38 年 10 月 21 日から 50 年 7 月 7 日まで A 社（現在は、B 社）に継続して勤務しており、42 年 9 月 1 日に同社 C 工場から同社本社に転勤したが申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことは納得できないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において A 社 C 工場に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人に係る A 社 C 工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、資格喪失日が昭和 41 年 9 月 1 日と記載されているが、定時決定日「昭和 42 年 10 月 1 日」の記載が二重線で取り消されている上、元同僚は「自分は、42 年 5 月に A 社 C 工場から同社 D 本社に転勤になったが、その時点で申立人は同社 C 工場にいた。」と証言していることから、申立人が 42 年 10 月の標準報酬月額の定時改定の基準日である同年 8 月 1 日時点で同社 C 工場に在籍し、同年 10 月 1 日までの間に同社 D 本社に異動したことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の資格喪失日を昭和 42 年 9 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が誤って 41 年 9 月 1 日と記録したと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 工場に係る昭和 41 年 8 月の社会保険事務所の記録から、同年 9 月から 42 年 8 月までは 3 万円とすることが妥当である。

千葉厚生年金 事案 1906

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日を昭和41年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月1日から同年4月1日まで

私はA社に昭和29年5月1日に入社した以降、平成7年8月31日に退職するまで、継続して勤務していた。昭和41年3月1日に同社B支社(45年ごろC支社に名称変更)から同社本社に転勤したが、申立期間のみ厚生年金保険に未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した雇用保険受給資格者証の写し、D協会発行の在籍情報及び元同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和41年3月1日に同社B支社から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社に係る昭和41年4月の社会保険事務所(当時)の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散して適用事業所でなくなっており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 1907

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月27日から44年1月1日まで

私は、昭和35年4月から62年6月まで、継続してA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保有する人事経歴書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年1月1日に同社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和43年10月の社会保険事務所（当時）の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出された「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、事業主は昭和43年11月27日を資格喪失日として届け出たことが確認できる上、事業主は申立てどおりの届出を行っていないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 1908

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月15日から同年11月1日まで
私は、昭和43年4月1日にA社に入社した以降、現在に至るまで一貫して勤務してきた。社会保険事務所（当時）の厚生年金保険の記録によると45年10月に同社C支店から同社B支店（旧D支店）に転勤したときの加入期間が1か月空白とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、健康保険組合適用台帳及び同社C支店での申立人の先輩の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和45年10月15日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和45年11月の社会保険事務所の記録から3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 1909

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月31日から48年4月1日まで
A社C工場に昭和48年3月31日まで勤務し、同年4月1日付けでD（地名）にある同社の工場に転勤した。1日も空けずに勤務していたのに、同年3月の厚生年金保険被保険者期間が空白とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社からの照会回答書並びに同社から申立人に発行された在籍証明書及び申立人と同時期にA社E工場に転勤した元同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和48年4月1日に同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る昭和48年2月の社会保険事務所（当時）の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 1910

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日を昭和45年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年6月21日から同年7月21日まで
私は、昭和35年から平成5年4月1日までA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を支払っていたにもかかわらず、昭和45年6月21日付けの辞令で同社B工場に転勤した後の同年6月21日から同年7月21日の1か月間の厚生年金記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された回答書、申立人から提出された転勤辞令及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和45年6月21日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和45年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

千葉国民年金 事案 2441

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から52年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、実家の母が納付していた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、関与したとする母は既に亡くなっていることから加入手続及び保険料納付の詳細は不明である上、国民年金手帳記号番号払出簿による縦覧調査の結果、A市において昭和39年1月から52年3月までの期間に、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立期間は159か月と長期間であり、行政側においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが発生していたと考えるのも不自然である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2442

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から57年6月まで

私が20歳になった昭和51年*月に、母が私の国民年金の加入手続をし、57年6月まで母がA区Bの郵便局で国民年金保険料を納付していたはずであり、また、母に頼まれ私が郵便局で納付したこともある。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、申立人は昭和63年4月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認され、この時点を基準にすると申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索の結果、昭和61年9月ごろに別の手帳記号番号が払い出されたことが確認できたが、同時点においても、申立期間の保険料は時効により納付できない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の納付に係る別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立期間は78か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金の被保険者となり得る期間でないことから納付記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から40年9月まで
② 平成元年2月及び同年3月

私は昭和36年2月ごろ、A県B市役所から国民年金のことを知らされて自宅兼事務所で国民年金の加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料はB市で班長が集金に来て納付しており、申立期間②の保険料はC町（現在は、D市）で納付しているので未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が60歳で資格喪失後、任意加入した期間の喪失前の2か月間であり、直前の期間は納付済みとなっている。

また、D市役所の国民年金被保険者名簿の備考欄に、「口座振替E銀行F支店」「喪失予定年月6403」という記載があり、同市役所では、このような場合、振替される最後の月は平成元年3月であったと考えられると回答していることから、申立期間②については、納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の所持する国民年金手帳の検認記録欄では、記録上、現年度納付されている期間についてはすべて検認印が押されているが、申立期間①を含む昭和39年4月から42年3月までは検認印が押されておらず、当該期間を現年度で納付していたとの主張には不自然さがみられる。

また、申立人は申立期間①直後の昭和40年10月から42年3月までの

国民年金保険料を同年 12 月 9 日に過年度納付した領収書を所持しているが、当該過年度納付を行った時点では、申立期間①の保険料は時効により納付することができない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間について既に国民年金の加入可能月数を充たしており、国民年金の被保険者となり得る期間でないことから納付記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月以降の2年から3年の期間及び58年又は59年の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月以降の2年から3年
② 昭和58年又は59年

私の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を昭和44年10月以降もA市で2年から3年ぐらいは集金人に納付していたはずであり、また、58年か59年ごろにA市役所で夫婦二人分の保険料を30万円から35万円位納付したはずであるので記録を確認して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は昭和58年又は59年に夫婦二人分の国民年金保険料30万から35万円を納付したと主張しているが、A市は、当時市庁舎で納付可能であったのは現年度保険料のみであり、過年度納付書の交付は行っていなかったと回答している上、申立期間に同市窓口において納付可能であった夫婦二人分の保険料は納付したと主張する金額と大きく相違している。

また、申立期間①については、申立人は、その妻が夫婦二人分の保険料を昭和44年10月以降も、2年から3年は集金人に納付したと主張しているが、A市は昭和45年度から収納方式が手帳による印紙検認方式から納付書方式に変更されている上、一緒に納付したとする申立人の妻も申立期間は未納と記録されており、かつ、その妻は、45年9月の転居以降は、集金人が来なくなったので保険料を納付していないと述べている。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、未納と記録されている期間260か月のうちの一部について記録訂正を申し立てているが、本件においては、このような長期間にわたって、行政側の記録管理に不備があったと考えるのは不

自然であることなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月以降の2年から3年の期間及び58年又は59年の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月以降の2年から3年
② 昭和58年又は59年

私が夫婦二人分の国民年金保険料を、昭和44年10月以降もA市で2年から3年ぐらいは集金人に納付していたはずであり、また、58年か59年ごろにA市役所で夫婦二人分の保険料を30万円から35万円ぐらいい納付したはずであるので記録を確認して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は昭和58年又は59年に夫婦二人分の国民年金保険料30万から35万円を納付したと主張しているが、A市は、当時市庁舎で納付可能であったのは現年度保険料のみであり、過年度納付書の交付は行っていなかったと回答している上、申立期間に同市窓口において納付可能であった夫婦二人分の保険料は、納付したと主張する金額と大きく相違している。

また、申立人は、自身が夫婦二人分の保険料を昭和44年10月以降も、2年から3年は集金人に納付したと主張しているが、A市は昭和45年度から収納方式が手帳による印紙検認方式から納付書方式に変更している上、一緒に納付したとする申立人の夫も申立期間は未納と記録されており、かつ、申立人自身、45年9月の転居以降は集金人が来なくなったので保険料を納付していないと述べている。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、未納と記録されている期間301か月のうちの一部について記録訂正を申し立てているが、本件においては、このような長期間にわたって、行政側の記録管理に不備があったと考えるのは不

自然であることなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年2月まで
平成3年4月から、学生も20歳から国民年金に強制加入となったので、4年3月ごろ、父が私の国民年金の加入手続を行い、同年4月ごろ、3年4月からの国民年金保険料を納付したと聞いているので、同年4月から4年2月までの期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が、平成4年3月ごろ国民年金の加入手続を行い、同年4月ごろ申立期間の国民年金保険料を納付したと聞いたと主張するところ、申立人の父は加入手続時の記憶が明確でなく、「平成4年3月分、同年4月分も含めて、加入手続後すぐにまとめて支払った。」と述べているが、申立期間直後の4年3月の保険料が同年10月28日に過年度保険料で納付されたこと、及び同年4月の保険料が同年11月6日に納付されたことが記録されており、いずれも主張する納付時期と齟齬が見受けられる。

また、申立人の国民年金の加入手続は前後の被保険者の加入記録から平成4年3月ごろに行われたと推認できるところ、A県B村（現在は、C市）の保存する国民年金被保険者名簿には、申立人は同年3月17日に被保険者資格を取得した記載があり、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、保険料の納付はできなかったものと推認される。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月から41年9月まで

昭和39年に故郷のA(地名)で初めて国民年金に加入した。母から国民年金の大切さを聞かされており、国民年金保険料の納め忘れは無いはずである。B社を退社してからC社に入社するまでの昭和40年6月から41年9月までの16か月間について、同年10月ごろにD市役所で手続をして保険料を納めたはずなのに、未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳には、厚生年金保険の加入にともない国民年金の被保険者資格を喪失した昭和39年12月15日の記載と、その後、国民年金の被保険者資格を任意で取得した47年7月3日の記載がある上、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料の納付はできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人は、昭和41年10月ごろにD市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料をさかのぼって一括で納付したと主張しているところ、申立期間は任意加入対象期間であることからさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得することはできず、D市において申立人が主張する事務処理が行われたことは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から61年3月まで

昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料は、両親から年金は必ず未納がないように納付するよう言われていたため納付したはずである。未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に、被保険者でなくなった日が昭和55年10月1日、被保険者になった日が第3号被保険者資格を取得した61年4月1日と記載されており、申立期間の納付に係る被保険者資格記録の記載は無い上、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について、申立人は、具体的な加入手続場所、納付金額、納付方法等については記憶が曖昧で不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2449

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年9月から同年11月まで

私は、公務員を退職した後、父から国民年金の加入を勧められ、昭和55年12月にA市役所で加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであり、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には昭和55年12月20日に被保険者資格を取得したことが記載されている上、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付があったことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2450

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 53 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 53 年 12 月まで

私は昭和 49 年に手術を受け働けない状況にあったので、母が私の将来を心配し、同年 4 月ごろに国民年金の加入手続を行い、以後 5 年ぐらい母が国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が昭和 49 年に国民年金の加入手続を行ったが、当時の年金手帳を所持していないと述べている上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母は既に亡くなっているため、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録では、申立人が国民年金の被保険者となった記録が無いことから、申立期間は国民年金に未加入の期間で保険料を納付できない期間であり、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる A 区における国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 12 月まで

私が 20 歳になったときに国民年金加入のお知らせが来たので、母が A 区役所で加入手続を行い、金融機関で私の分と合わせて二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきたと聞いていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年*月ごろに、申立人の母が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得時期から、54 年 1 月ごろに国民年金の加入手続が行われたことが推認でき、申立人の主張と相違している。

また、申立人は、その母が二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと申述しているが、オンライン記録により、申立人の母は、昭和 49 年 8 月から平成元年 10 月まで全期間前納により納付している一方、申立人の納付済期間については前納とはなっておらず、一緒に保険料を納付していたことはうかがえない。

さらに、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母は、加入時期及び申立期間に係る保険料の納付方法についての記憶が不明確である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年8月までの期間、同年10月から63年4月までの期間、平成元年8月から同年12月までの期間、2年2月から10年8月までの期間及び同年9月から14年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から62年8月まで
② 昭和62年10月から63年4月まで
③ 平成元年8月から同年12月まで
④ 平成2年2月から10年8月まで
⑤ 平成10年9月から14年9月まで

昭和61年4月1日から国民年金の第3号被保険者になった旨のはがきが社会保険庁（当時）から送付されてきたが、これをA市役所に届けなかったため、その後も市役所から国民年金保険料の納付書が送られてきた。家計簿には、第3号被保険者期間中の保険料を納付した記載がある上、B社会保険事務所（当時）から納付月数369と明記されたはがきをもらっており、第3号被保険者期間中も保険料を納付したことは明らかである。二重納付となっている分を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、家計簿に国民年金保険料を納付した旨の記載があることから、申立期間は保険料を二重納付していたと主張するが、申立人は、第1号被保険者期間（申立期間①直後の昭和62年9月分、申立期間③直後の平成2年1月分、免除期間中の納付を理由に還付されている平成元年7月分）の領収証書を所持していながら、申立期間の領収証書だけを全く所持していないのは極めて不自然である上、申立人から提出された家計簿には、申立人が保険料を納付した日、納付した金融機関名及び納付金額の記載があるが、納付日が金融機関の営業日以外の土曜日又は日曜日となっている記載があり、また、昭和63年に納付した金融機関名に「C銀行」と記載されているが、C銀行は平成元年*月に社名変更し

ており昭和 63 年当時はD銀行であったことなど不合理な点が多々あると言わざるを得ない。

また、申立人は、昭和 61 年 6 月に国民年金の第 3 号被保険者になった旨のはがきを受け取ったが、そのはがきを A 市役所に届けなかったことから、その後も市役所から保険料の納付書が送付されてきたので保険料を納付したと主張しているが、同はがきは、制度改正に伴い、当時申立人の夫が共済組合員であったことから、国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第 3 号被保険者該当）届書を昭和 61 年 2 月に共済組合を通じて組合員の配偶者に配布し、その届書の案内を行い、市町村窓口に提出させ、社会保険庁は提出されたその届書に基づき国民年金被保険者ファイルの更新を行った第 3 号被保険者に対して、同年 8 月に種別確認の通知書として送付したものであることが確認できる上、同はがきには「あなたは国民年金の第 3 号被保険者となり、国民年金の保険料はあなたの夫が加入している年金制度からまとめて納められることになりました。」と明記されていることから、制度上、A 市役所から納付書が送付されることは考え難い。

さらに、申立人は、B 社会保険事務所から納付月数 369 と記載されたはがきを申立期間の保険料納付の根拠の一つとしているが、当該はがき記載の納付月数は国民年金第 3 号被保険者期間を含めての月数であり、保険料納付を裏付けるものではない。

- 2 申立期間①、②、③及び④の第 3 号被保険者期間については、オンライン記録において、第 3 号被保険者資格取得処理が適正に行われていることが確認でき、制度上、申立期間において A 市役所から納付書が送付されることは無く、当該申立期間の保険料を納付することはできない上、社会保険事務所（当時）が長期間にわたって複数回過誤納を見過ごすとは考え難い。
- 3 申立期間⑤については、申立人の夫が、平成 10 年 9 月 20 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しているが、オンライン記録において、19 年 8 月 2 日に、さかのぼって第 3 号被保険者資格喪失処理が行われていることが確認できることから、申立人はそれまでは第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続を行っておらず、同処理が行われるまでの間は第 3 号被保険者期間として取り扱われていたことから、制度上、当該申立期間において A 市役所から納付書が送付されることは無く、当該申立期間の保険料を納付することはできない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月から59年12月までの期間及び昭和60年2月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月から59年12月まで
② 昭和60年2月

申立期間については、妻が昭和61年にA市役所で国民年金の加入手続を行ったが、過去の未納分の保険料は高額なので分割にしてもらい、後日市役所からノートくらいの大きさの、納付する期間が一覧表になった専用の用紙が送られてきて、平成元年5月から納付の都度、受領印を押してもらっていた。妻が夫婦二人分の現年度分の保険料と一緒にA市役所で納付していたのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は60年12月16日にB社会保険事務所（当時）からA市に払い出された番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から61年1月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した49年3月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が加入手続を行った昭和61年1月の時点で、申立期間のうち58年9月以前は制度上、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は平成元年5月からA市役所の窓口で申立期間の納付を

行い、その都度受領印を押してもらっていたと述べているが、その時点においては、昭和 62 年 3 月以前は制度上、時効により保険料を納付することはできない上、申立人の納付記録に、同年 2 月に 61 年 12 月分の保険料を厚生年金保険被保険者期間に納付し、それを後日 60 年 1 月分に充当されている事実があり、申立人が平成元年 5 月から納付を始めたという記憶とは異なっている。

加えて、申立人の妻が、夫の未納分の保険料と夫婦二人分の現年度分の保険料を合わせて月に数万円、約 1 年間に合計 20 万円かそれ以上納付したと述べているところ、昭和 60 年 3 月分は過年度納付している記録が確認でき、昭和 60 年度分を妻が加入手続を行った 61 年からさかのぼって納付をしたとすると、夫の未納分の保険料と夫婦二人分の現年度分の保険料を合わせると月に 2 万 970 円で、この額を 1 年間納めたとすると 60 年度分の過年度保険料を納付することができ、妻の記憶と納付記録が一致する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年8月までの期間及び同年9月から55年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月から同年8月まで
② 昭和54年9月から55年6月まで

私は、昭和54年7月ごろにA区役所で国民年金の加入手続を行い、1年分の国民年金保険料をまとめて納付したはずなのに、同年7月及び同年8月が未加入となっており、また同年9月から55年6月までの厚生年金保険料と重複納付している期間が還付されていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年ごろにA区で国民年金の加入手続を行ったと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日及び前後の手帳記号番号の任意加入者の加入時期から、申立人は56年1月ごろにB市で国民年金の加入手続を行ったと推認できる。

また、申立期間①は未加入期間であることから、納付書が発行されることは無く、制度上、国民年金保険料を納付することはできない上、申立人が昭和54年7月に厚生年金保険被保険者の資格を喪失して国民年金の加入手続を行っていたら、申立人の妻の国民年金資格は任意加入被保険者から強制加入被保険者への種別変更の手続が行われることになるが、その変更記録は見当たらない。

さらに、申立期間②は、厚生年金保険に加入している期間であり、申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和54年7月に1年分の保険料をまとめて納付したと主張するところ、申立期間②の直前の申立期間①が未加入期間であり、納付書が発行されることは無く、年度をまたいで納付書が

発行されることも無いことから、保険料を納付することができない期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

加えて、申立人の申立期間に係る、加入手続、納付方法及び納付金額についての記憶が不鮮明であり、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から55年3月までの期間、同年4月から平成元年3月までの期間及び同年4月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から55年3月まで
② 昭和55年4月から平成元年3月まで
③ 平成元年4月から2年3月まで

私は、申立期間①から③について、夫と私の二人分の国民年金保険料を納付していたのに、夫の分は納付となっていて、私の分が申立期間①及び③は免除、申立期間②は未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身が申立人及びその夫の分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張するが、申立期間①、②及び③について、保険料の納付金額、納付場所等についての記憶が定かではなく、納付に関する基本的な情報が得られず、納付状況が不明である。

また、申立期間①については、年度別納付状況リスト（昭和59年9月現在）によると、申請免除期間とされ、申立期間②については、昭和55年度から59年度までは未納とされ、オンライン記録と一致しており、不自然な点はみられない。

さらに、申立人及びその夫は、昭和62年度ごろに自営業を始めたが、その夫は、商売があまりうまくいかないので廃業したと当時の状況について供述している上、申立期間③については、オンライン記録で免除申請年月日が平成元年5月31日であることが確認でき、免除手続を行ったと考えても不自然ではない。

加えて、申立期間②については、9年と長期間にわたっており、そのすべての期間に係る納付記録が漏れるということは考え難い。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間について納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から同年10月まで

私は、20歳になったときから就職して厚生年金保険に入るまでの間、国民年金保険料を私の口座から下ろして銀行で納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、その時点の住所はA市Bであり、その後、昭和58年8月に、現住所であるA市Cに転居していることが住民票から確認でき、申立人が所持する年金手帳の住所欄にはA市Cと記載されていること、及び同住所欄にA市のゴム印が押されていることから、転居後に国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、20歳になったときに国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年1月に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された番号の一つで、同市の被保険者名簿の受付年月日により、申立人は国民年金の加入手続を同年11月に行い、20歳までさかのぼって国民年金の資格を取得したことが確認でき、その時点で申立期間は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から7年1月まで

私は、勤務していた会社から、自分で国民年金に加入するようとの話があったので、平成6年12月ごろに自分でA区役所B事務所へ行き、窓口の職員に教えてもらって国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、その場でいくらか支払った記憶がある。

当時は稼ぐことに精いっぱい、加入手続の詳しい状況は覚えておらず、領収書も残っていないが、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の年金手帳記号番号は、大学を卒業し就職した事業所における厚生年金保険加入時に付番された手帳記号番号であり、申立人が所持する年金手帳にも厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、資格記録欄においても国民年金に加入していたことをうかがわせる記載は無い上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は未加入期間であることから保険料を納付できない期間である。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から 63 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から 63 年 8 月まで

私は、昭和 63 年 9 月に A 事業所に入社した後の同年 10 月ごろ、入社前の期間について国民年金保険料を納付しなければならないことを会社からの指摘で初めて知り、国民年金の加入手続に行って申立期間の保険料を一括で納付した。手続した場所は社会保険事務所（当時）だったと思う。

そのとき、受け付けてくれた社会保険事務所職員から「これですべて大丈夫です。」、「2 年過ぎると払えないところだったんですよ。」と言われた記憶があり、安心していただ。それなのに、年金記録を照会したところ、申立期間について未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 9 月に就職し、厚生年金保険に加入する以前の国民年金保険料を納付しなければならないことを知り、国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の 20 歳加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は平成 7 年 2 月以降に行われたことが推認でき、同時点で申立期間の保険料は時効のため納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間について、別の手帳記号番号が払い出されたことがわける事情は見当たらない。

さらに、申立期間について納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1911

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月から同年8月まで

私は、昭和33年1月から夫が勤務するA社B出張所で、C（職種）としてD（作業）などを行っていたが、その時期が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことは納得できないので、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は前任者、元同僚の氏名及び当時の仕事の内容を詳細に記憶していることから、申立期間においてA社B出張所にC（職種）として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人及びA社B出張所の元労務担当者が氏名を挙げた申立人の前任者は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者として確認することができない上、申立人は、同社E支店に呼ばれ、重役から、同社B出張所でC（職種）をお願いされて入社したと主張しているところ、同社E支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立期間において、申立人の氏名は確認できないことから判断すると、申立期間当時、当該事業所ではC（職種）として勤務した者を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人が氏名を記憶していた元同僚は、死亡又は所在が不明であり、当時の状況を確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、A社B出張所は、昭和34年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、事業を継承しているA社は、「事業を休止しているため、当時の書類等について分かる者がいない。」と回答してお

り、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1912

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月 29 日から 61 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 54 年 12 月 3 日にA社に入社し、途中、社名の変更はあったが、平成 10 年 3 月まで継続して勤務した。申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社が実施した労働安全衛生法に基づく安全衛生教育の修了証の写し及び雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、当時の事業主は、「会社の経営が厳しくなったとき、従業員に希望をとって厚生年金保険を継続するか資格喪失するか決めた。」と供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に申立期間に被保険者資格を喪失している者が 10 人確認できる。

また、当該 10 人のうち 7 人は申立期間に国民年金に加入しており、連絡が取れた元同僚 3 人は、いずれも申立期間当時、会社の経営が苦しくなったので、厚生年金保険の資格を喪失した旨を証言している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1913

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 12 月 1 日から 23 年 6 月 8 日まで

私は、昭和 20 年 12 月 1 日ごろに A 社（現在は、B 社）に入社し、23 年 6 月 8 日に退職するまで厚生年金保険に加入していた。当時、事業所では C（機関）認可の技術者が在籍していることが義務付けられ、私も入社後その資格を取ることを勧められて取得しており、正社員でもあったので申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされていることは納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が提出した退職辞令交付に関する決裁書により、申立人は、少なくとも昭和 22 年 5 月 23 日まで A 社に在籍していたことが確認できる上、申立人が所持している D（資格）の交付日が同年 9 月 11 日であることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が元同僚として氏名を挙げている 6 名のうち、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる 2 名は、昭和 23 年 5 月 1 日に資格を取得しており、申立期間の大部分において厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、上記 2 名のうちの 1 名については申立人が入社する以前から在籍していたという申立人の供述とも符合しない。

さらに、申立期間において当該事業所の被保険者であり、かつ、所在が確認できた 6 名の中には、申立人のことを記憶している者はおらず、申立人の勤務実態については不明である。

加えて、当該事業所の被保険者名簿には申立期間において申立人の氏名

は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 31 日から 48 年 1 月 5 日まで

私は、昭和 37 年 7 月 1 日から平成 2 年 9 月 30 日まで、A 社に継続して勤務していたのに、申立期間については、厚生年金保険の被保険者となっていない。申立期間についても給料が支払われ、厚生年金保険料も控除されていた。勤務期間の途中で資格喪失手続きをし、改めて資格を取得することはあり得ないことであり、その期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和 37 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、43 年 3 月 31 日に資格を喪失した後、別の健康保険の整理番号で 48 年 1 月 5 日に資格を再取得したことが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、厚生年金保険に関する事務を行っていた事業主は、「人事記録及び賃金台帳等の関係資料は既に廃棄し、存在しない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況は確認することができない。

さらに、事業主である申立人の夫の被保険者原票によると、申立人が昭和 43 年 5 月 1 日から夫の扶養家族として届け出られていたことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1915

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 47 年 3 月まで

私は、A社に、昭和 46 年 6 月から 47 年 3 月まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が空白になっていた。この期間は確かに勤務していたはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及びB社（A社の後継会社）から提出された申立人の履歴書に、「昭和 46 年 7 月からA社C課に入社」と記載されていることから、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、元同僚は、「申立人は現地で入社した社員であった。当時、現地採用者は、6 か月から 1 年ぐらい全員アルバイト扱いで、申立人もアルバイトだったと思う。自分も 6 か月間アルバイト扱いで正社員にはなれなかった。」と供述している上、本社から出向していたほかの元同僚も「1 年未満の勤務なら、アルバイトだったと思う。」と供述している。

また、申立人の申立期間における当該事業所に係る雇用保険の加入記録は無い上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は、「当該事業所の経営については専務取締役にすべて任せていたので、当時の状況は分からない。」と供述しているところ、当時の実質的な経営者であった元専務は既に亡くなっていることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1916

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
私は、A社に、昭和 62 年 3 月 1 日から 63 年 10 月 18 日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が空白になっていた。同期間も確かに勤務したはずなので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人と同じ昭和 62 年 3 月に入社した元同僚は、申立人と同様に同年 4 月 1 日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、元事業主は、「当時の資料が無いので、申立人の勤務期間、雇用形態、保険料控除等については分からない。」と供述しており、当時の状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1917

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月1日から62年3月1日まで
私は、昭和60年4月にA社を退職し、再びA社で、61年4月から62年5月まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の元同僚の証言により、申立人がA社に勤務し一度退職して再度入社したことは推認できる。

しかし、申立人が再度入社した時期を特定するまでの具体的な証言を得ることはできない。

また、元事業主は、「申立期間において申立人の申立てどおりの届出を行ったか、また厚生年金保険料を納付したかについては不明である。平成9年12月の会社整理により当社の資料は管財人のところにある。」と回答しているところ、当該事業所の資料を引き継いだ管財人は、「当時の賃金台帳、人事記録等の資料は無い。」と供述していることから申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1918

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から26年3月31日まで
私は、A事業所（現在は、B事業所）で、昭和25年4月1日から26年3月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A事業所に勤務していた。」と主張しているが、オンライン記録によると、同事業所は、昭和28年2月14日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は同事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、申立人は、当時の同僚二人の氏名を挙げているが、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所の新規適用時にその同僚の被保険者記録を確認することができない上、連絡先が不明であることから申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、事業主は、「当時の事業主は既に死亡しており、申立人及び申立人が覚えていた元同僚については分からない。建て替えを行った際に、申立期間当時の関係資料は廃棄しており、当時の資料は残っていないため、当時のことはすべて不明である。」と供述していることから、申立人の勤務実態及び当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1919

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月21日から33年1月1日まで
私は、父の経営するA社を手伝い、その後代表取締役となり、現在に至るまで一貫して会社の取締役を務めてきた。かなり年月が経過し、厚生年金保険料の控除を確認できる資料は残っていないが、役員としてやってきたので、厚生年金保険に加入していないということはないので、調査確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の登記簿謄本において、申立人と同様に昭和22年6月の設立時に役員となっている申立人の父、実弟及び叔父の被保険者資格の取得日は、いずれも申立人と同じ33年1月1日となっていることから、当該事業所では、役員については、新規適用時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、現在の事業主は、「当時の資料が無く、当時の担当者も既に亡くなっている。」と回答しており、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所の新規適用時に資格取得した9名のうち、所在の確認できた3名に申立人の当時の状況について照会したところ、そのうち2名から回答を得たが、申立人の厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることはできない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1920

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 1 日から 35 年 3 月 8 日まで
私は、昭和 33 年 12 月 1 日から 36 年 9 月 21 日までの間、A社にてB（職種）として勤務したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の挙げる元同僚は、「昭和 33 年 4 月に自分も含め約 20 人がC（地名）で採用されたが、当初は厚生年金保険に加入していなかった。その後会社と交渉し、同年 6 月から加入した。」と証言しており、このことはオンライン記録からも確認できる。

また、別の元同僚は、「現地の社員は厚生年金保険に加入していたが、現地の臨時員は加入していなかった。臨時員を含めると未加入者は現地全体では相当数いた。」と証言している。

このことから判断すると、当該事業所は、現地で勤務していた者を必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

さらに、当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立期間当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1921

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年ごろから36年7月ごろまで

私は、申立期間においてA社（現在は、B社）C支社にD（職種）として勤務していた。しかし、社会保険事務所（当時）からは、厚生年金保険の被保険者名簿に記載されていないと回答があった。私より後に入社した者が年金として受給しているのは疑問である。社会保険事務所の見落としであると思うので再調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時の元同僚として名前を挙げた3名は、「申立人とA社C支社で一緒に勤務していた。」とそれぞれ供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社C支社に勤務していたことは推認でき、オンライン記録によると、当該元同僚3名は、同社E支社において厚生年金保険の加入記録が確認できる（同社C支社については適用事業所とはなっていない。）。

しかしながら、A社E支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、B社は、「申立期間当時の資料が無く、厚生年金保険の届出等については不明である。」と回答している。

さらに、上記元同僚3名からは、申立人の勤務期間を特定できる具体的な証言が得られなかった上、そのうち2名の入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日には2か月又は7か月の相違があり、それぞれの記憶する勤務期間と厚生年金保険の被保険者記録が一致しない。

加えて、当時、当該事業所で内勤事務をしていた者3名は、「申立人は記憶していないが、当時、D（職種）の採用は支部（支社の下部組織でD

(職種)を取りまとめるための組織。) 単位で行い、各支部長が採用する取扱いであった。D(職種)の入れ代わりが激しく、厚生年金保険の加入については、入社から数か月の試用期間後というのは十分あった。その際、所属支部の支部長の意向もあったのではないか。」とそれぞれ供述しており、そのうちの1名は、ほかの支社での厚生年金保険等の社会保険関係の届出事務をしていた経験から、「1年以上勤務して厚生年金保険の加入記録が無いのは、支部長からの申請が無かったと考えられる。」と供述しているところ、当該所属支部長は既に亡くなっていることから、申立人の保険料控除について聴取することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1922

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から20年8月31日まで
私は、申立期間、A区のB社（現在は、C社）D工場で、E（職種）として勤務した。この間、厚生年金保険の被保険者期間と思っていたが被保険者期間となっていない。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社D工場に勤務したことに関する詳細な供述及び事業主が提出したB社D工場に関する役員会決議書の資料から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は当時の元同僚について姓しか記憶に無く、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録から同僚を特定することができず、同僚等への調査を行うことができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、被保険者記録を有する複数の同僚に申立人の勤務実態について照会したところ、6名から回答を得たが、申立人のことは記憶に無く厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできない。

さらに、C社は、「B社D工場については昭和16年9月19日付けの役員会決議書に記載されているだけで、社史にも同工場に関する記録が無い。申立人の申立てどおりの申立期間に係る厚生年金保険の資格取得の届出及び保険料の納付を行ったか否かについては、関連資料が無いので不明である。また、申立人及び申立人が記憶する同僚については人事記録が無いため、確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1923

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 17 日から同年 9 月 21 日まで
ねんきん特別便で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A事業所に勤務していた期間が未加入となっていることが分かった。当時、雇用保険も加入していたし、厚生年金保険料も給与から控除されていた記憶があるので、加入期間と認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は、「当時の資料が無く、申立人に係る厚生年金保険の届出については不明であるが、資格取得届を提出する前に給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」と回答している。

また、申立人が当時の同僚として氏名を挙げた者は、「この事業所には試用期間があった。ほかの同僚から2、3か月から6か月以内には社会保険に加入となると聞いていたが、自分の場合は採用から7か月後、厚生年金保険に加入となった。それまでの間、保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、住所地の市役所によると、申立人は、申立期間において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1924

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月30日から32年4月20日まで
② 昭和35年1月20日から同年10月20日まで

私は、昭和28年11月6日にA社に見習いで入社し、29年2月から厚生年金保険に加入し、独立のため37年6月30日に退職するまで継続して勤務していたが、29年9月30日から32年4月20日までの期間及び35年1月20日から同年10月20日までの期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。納得できないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和29年2月1日にA社において厚生年金保険に加入し、37年7月1日の資格喪失日まで継続して勤務していたので、申立期間①及び②においても厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿と事業主が保管している「健保、厚生年金台帳」とにおいて、申立人の健康保険及び厚生年金保険の記録が一致している上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった25年6月から35年11月までの期間において、当該名簿、当該台帳のいずれにおいても健康保険の整理番号に欠番は無いことが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者手帳記号番号が、当該事業所において昭和29年2月1日に厚生年金保険に資格取得した時と32年4月20日及び35年10月20日に資格取得した時とで異なることが確認できることから、32年4月の資格取得時に改めて加入手続が行われたと考えられる。

さらに、当該事業所において申立期間付近で複数の厚生年金保険被保険

者期間がある元従業員 3 名のうち、連絡が取れた 1 名は、勤務期間と厚生年金保険被保険者期間は一致していると回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1925

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月初旬から 43 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 12 月初旬から A 大学の紹介により、B (職種) として C 事業所 (現在は、D 事業所) に就職し、44 年 3 月 11 日まで同一の条件で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであるが、41 年 12 月初旬から 43 年 2 月 1 日までの期間が欠落しているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、C 事業所において勤務した者及び申立人の供述により、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間当時に一緒に勤務していたとして名前を挙げた元同僚のうちの一人は、「昭和 39 年 4 月に復職した後、再度資格を取得したのは 44 年 5 月 1 日である。」と供述している。

また、上記元同僚のうちの別の一人 (申立期間当時の総務担当部門長) の厚生年金保険の資格取得日は、昭和 43 年 11 月 11 日であり、申立期間において当該事業所に係る被保険者記録は確認できない。

これらのことから判断すると、当該事業所は、従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

また、当該事業所は、「申立期間当時の厚生年金保険関係資料が廃棄済みであり、当時の事務担当者も良く覚えていないとのことであり、申立人の申立てどおりの資格取得の届出及び保険料控除を行ったか否かについては不明である。」と回答しており、申立期間における申立期間当時の厚生年金保険の加入状況は確認できない。

さらに、当該事業所の代表者は、「私は、昭和 42 年当時、事業所の経

営に關与していなかったため、申立人の雇用形態、勤務期間、厚生年金保険の加入等は分からない。」と供述している。

加えて、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録が無い上、総務担当部門長も既に死亡しており、ほかに、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1926

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年11月21日まで
私は、平成元年4月1日から3年9月21日まで、A社に勤務しており、年金手帳の記録欄にも上記期間について厚生年金保険の加入の記載があるにもかかわらず、被保険者記録が元年11月21日からとなっている。同年4月から同年10月までの記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録より、申立人がA社に平成元年4月から勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人の記憶する同僚は、その氏名が一部しか分からないことから、聞き取り調査を行うことができず、オンライン記録により、当該事業所において平成元年に入社した11名について調査したところ、そのうち6名については、記憶している入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致しない。

また、申立人は当該事業所にB（職種）として勤務していたところ、上記6名のうちの1名は、「B（職種）には契約派遣、長期アルバイトなど、数種類の異なる雇用形態があり、いずれも試用期間が設けられており、同期間中は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、A社の総務担当者は、「B（職種）については、試用期間を設けており、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。

これらのことから判断すると、当該事業所はB（職種）を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことが確認できる。

なお、申立人が当該事業所において厚生年金保険に加入していたことの理由として挙げた年金手帳の記載について確認したところ、厚生年金保険の記録欄に被保険者となった日が平成元年4月1日、被保険者でなくなった日が3年9月21日と記載されているが、当該事業所名のゴム印が押されていることから、当該事業所において記載したことが推認でき、このことについて当該事業主へ照会した結果、当時の資料等は保管されていないため年金手帳に記載された当該年月日の根拠については不明と回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。